

令和7年度鶴岡市風しん予防接種助成事業

風しんに関するよくある質問

Q1 風しんとはどんな病気ですか？また、先天性風しん症候群とはなんですか？

A1 風しんウイルスの飛沫感染によって起こる急性の発疹性感染症です。潜伏期間は2～3週間で、主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れが認められます。風しんの症状は、多くの場合3日程度で軽快しますが、ごくまれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症が発生することがあり、軽視できない病気です。妊娠初期(12週位まで)の女性が風しんにかかると、難聴、心疾患、白内障などの障害をもった赤ちゃんが生まれる可能性があります。これらの障害を先天性風しん症候群といいます。

Q2 結婚しました。夫婦で検査(ワクチン接種)をしたいと思いますが、費用の助成はありますか。

A2 対象年齢内の妻(女性)は、申請の上費用助成を受けて抗体価検査をし、その結果、抗体価が不十分と判定された場合はワクチン接種を受けてください。

妻の抗体価が不十分と判定された場合には、夫及び同居家族(年齢制限なし)も助成対象者となりますので、速やかに申請をしてください。その際は妻の抗体価検査結果がわかるものを持参してください。

また、女性が風しんワクチンを接種する場合には、妊娠していない時期(生理中またはその直後がより確実)に接種を行い、その後2か月間の避妊が必要です。

Q3 妻が妊娠しました。妻は妊娠前に検査やワクチン接種を受けたことがないようです。夫や同居家族は検査の対象になりますか。

A3 妊婦さんは、妊婦健診で風しん抗体価検査ができますので、結果(抗体価)を確認しましょう。

妊婦健診での風しん抗体価検査結果判定前(結果不明)の場合、妊婦の夫および同居家族も助成対象者として検査の申請を行うことができます。妊娠届出(母子健康手帳交付)時に、夫や同居家族の申請を行うことも可能です。

妻が妊婦健診での風しん抗体価検査結果で「抗体価が不十分である」と判定された後に、妊婦の夫および同居家族が申請する際は、妊婦の検査結果が判るもの(母子健康手帳など)を持参の上、窓口へおいでください。妊婦さん自身は、妊娠中は風しんワクチン(生ワクチン)を接種できないので、特に妊娠初期は、流行地域への外出や人混みは避け外出時にはマスクをしましょう。また、出産後にワクチン接種費用の助成対象となる場合は、接種前に申請してください。

Q4 男性でも風しんの予防接種は必要なのですか。

A4 必要です。風しんは通常あまり重くない病気ですが、まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症を起こすことがあります。また、妊娠中の配偶者(妻)あるいはパートナーなど、身近な人にうつし、生まれてくる赤ちゃんが先天性風しん症候群を持つ可能性が生じます。風しんの合併症から身を守り、家族への感染を予防し、将来自分達の子どもの先天性風しん症候群から守るためにも、妻や同居の女性が風しん抗体価検査結果で「抗体価が不十分である」と判定された場合は、その方の検査結果が判るものを持参の上、申請においでください。